

## 渋川市農産物消費拡大推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、市内農業の活性化を目的に渋川市産農産物の消費拡大を図るため、渋川市産農産物のPR活動を行う者に対し、予算の範囲内において、渋川市農産物消費拡大推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 渋川市産農産物とは、渋川市内で生産されている農産物（野菜、果樹、穀類、きのこ等）、畜産物（枝肉、牛乳、卵等）及び水産物（川魚等）並びに主に渋川市内で生産されている原材料を用いた加工品（こんにゃく、うどん、そば、ジュース等）をいう。

(2) 農業者とは、農業、林業若しくは漁業を営む個人事業主又は前号の加工品を製造する個人事業主をいう。

(補助対象事業等)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）、補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

2 前項の額に、100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行するものとする。

別表（第3条関係）

項 目	内 容
補助対象事業	渋川市産農産物の消費拡大を目的としたPR活動に係るもの。ただし、次に掲げるものを除く。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 政治及び宗教活動を目的とするもの</li> <li>(2) 営利を目的とするもの</li> <li>(3) その他市長が不相当と認めるもの</li> </ul>
補助対象者	<p>3名以上の農業者で構成される団体であって、次の各号の要件を全て満たすもの。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 構成員の過半数が本市の住民基本台帳に記録されていること。</li> <li>(2) 代表者の定めがあること。</li> <li>(3) 渋川市暴力団排除条例（平成24年条例第30号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員でないこと。</li> <li>(4) 法令及び公序良俗に反していないこと。</li> </ul>
補助対象経費	<p>補助対象事業に要した経費とし、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) イベント等に出店をするために徴収される負担金等</li> <li>(2) 無料配布、試食又は試飲に要する経費</li> <li>(3) 無料で体験活動を実施する経費</li> <li>(4) その他市長が特に必要と認める経費</li> </ul>
補助金の額	<p>補助対象経費の10分の10とし、上限を10万円とする。</p>

備考

1 次に掲げる経費は、補助対象経費から除く。

- (1) 交際費（慶弔費を含む。）
- (2) 関係者の飲食に要する経費

(3) 備品購入費

(4) その他の補助金の交付を受けた補助対象事業に要する経費

(5) 証拠書類により補助対象者が支払ったことを確認することができない経費

(6) その他補助対象事業に要する経費として市長が不相当と認めた経費

2 交付を受けることのできる補助金は1回のPR活動につき、1度までとする。